



△道路行政に關係ある法律命令、訓令、通牒等苟くも道路行政に當る人々の知らざるべからざること
は凡て本欄に於て紹介す
△道路行政に關し生じたる疑問は本欄に於て回答するを以て會員諸氏は隔意なく質問あらん事を望む

通牒

道路工事執行令中疑義二關スル件

(昭和五年十一月一日道第一號)
(愛知縣土木部長宛道路課長回答)

十月三日土第一八二八號御照會標記ノ件右ハ不正行爲アリタル日ノ翌日ヨリ起算スヘキ義ト存候條御了知相成度

(參照)

道路工事執行令第六條第六號ノ起算日ニ關スル件伺

(昭和五年十月三日土第一八二八號道路課長宛愛知縣照會)

標記ノ件ニ關シ左記事項疑義ニ涉リ候條何分ノ御指示相煩度
記

- 一 入札又ハ請負ニ關シ不正ノ行爲アリタル場合資格停止ノ起算日ハ左ノ場合ニ於テ何レニヨリ之ヲ起算スヘキヤ
 - (1) 不正ト認メラル、行爲アリタル日
 - (2) 不正ノ行爲アリトシ刑事訴追ニ附ラレタル日
 - (3) 不正ノ行爲アリテ刑ノ言渡ヲ受ケタル日
 - (4) 不正ノ行爲アリテ刑ノ言渡ヲ受ケ其ノ刑確定シタル日

質疑應答

問 路線が同一市町村内に起點及終點を有するも他市町村内を行政區劃の境界附近に於て經過せざるべからざる場合も尙道路法第十五條により地元市町村長の意見を聞き路線を認定することを要するや(札幌市春海生)

答 經過地のみが他村に屬する道路も其の屬する限度に於て、道路法第十五條に所謂市町村外の路線であるから、認定には地元市町村長の意見を聞くこと必要する。従て本問の場合に於ても、經過地所屬市町村長の意見を聞きたる上に於て認定することを要

する次第である。(藤村藤治)

問 道路法第十八條第一項の「行政區劃ノ境界ニ係ル道路」の意義……別々に認定したる數道路が二地點を連絡し事實上一路線たる性質を有し且行政區劃の境界を通ずる場合に於て關係管理者の一人を以て右道路の全區間を管理せしむるを適當とするときは道路法第十八條第一項を適用し得るや(札幌市春海生)

答 道路法第十八條に所謂「道路ニシテ行政區劃ノ境界ニ係ル」とは、例へば川の中央が行政區劃なる場合に於ける橋梁、渡船場の如き、或は道路が境界線上に在るが如き場合を云ふものである。従て甲地より乙地に達する間の一部中途に於て境界線上を通過する場合には、其の中途境界線上に屬する部分のみを一方に於て管理することを得るものであつて、甲地乙地間路線の全部を一方に於て管理することを得る旨を定めたものではないのである。併し本條は實際上の便宜を主眼とするものであるから、境界線上に在る道路の中途に於て極僅少區間境界線外に屬する部分ある場合其の區間のみを他の管理者に於て管理することの甚しく不適當なる場合の如きは、其の區間を合せて取扱ふことを得るものと解す。

(藤村藤治)

法 令

問 道路法第五十二條に於ては重要な處分事項を列擧し之等に付ては監督官廳の認可を要する旨を定めあり然るに又道路法施行令第二十條に於て更に同様なる認可事項を定めあり此の兩者の關係は之を如何に解すべきや(工生)

答 道路法第五十二條は道路法上重要な處分事項に付、監督官廳の認可を必要とする旨を定めてあるのであるが、同條は單に監督官廳の認可を受くべき旨を定むるに止まり、如何なる監督官廳の認可を受くべきかは之を明定せないのであつて、此の點を道路法施行令により規定したものである。即ち施行令第二十號は同令第二十條と相俟て道路法第五十二條の監督官廳を明にした譯である。(藤村藤治)

